

熊本市子育て支援優良企業認定事業概要

1 概要

企業における結婚、妊娠・出産、子育てしやすい職場環境の実現は、人材の確保・定着や従業員の働く意欲の向上、生産性アップなどの企業戦略となる一方、労働者にとっては、労働時間と子育てなどのプライベートな時間とをバランスよく保つことで、やりがいや充実感を持って働くことにつながります。そこで、熊本市では、子育て世帯等が安心して子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境の整備を進める企業を「子育て支援優良企業」として認定しています。

2 対象

熊本市内に事業所がある常用雇用者が 10 名以上の企業で、以下の (1) (2) いずれも満たす企業

- (1) 現在「熊本市子育て支援優良企業」として認定されていない企業、または、令和 4 年度で認定期限を迎える「熊本市子育て支援優良企業」。
- (2) 令和 3 年の育児・介護休業法改正に伴う就業規則等の対応※を行っている企業、または令和 4 年 9 月 30 日までに対応を行う企業

※令和 3 年の育児・介護休業法改正に伴う就業規則等の対応については以下参照

厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

3 認定区分（熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱「以下、実施要綱」別表 4）

この制度では、企業規模を企業の従業員の人数により以下の 3 区分に分け、区分ごとに認定します。

- (1) 常用雇用者 10～29 名（小企業）
- (2) 常用雇用者 30～100 名（中企業）
- (3) 常用雇用者 101 名以上（大企業）

※ 常用雇用者数は、市外も含む全国の事業所における常用雇用者の合計人数

※ 10 名以上を対象としているのは、就業規則の作成義務が常時 10 名以上の労働者がいる事業所であることによる。

4 認定までの流れ

(1) 申請書等の提出

[「熊本市子育て支援優良企業」申請専用ページ](#)に必要事項を入力した上で、必要な様式をダウンロードし、メールまたは郵送にて下記受付先へご提出ください。

- ①申請書
- ②調査票
- ③子育て支援優良企業認定調査項目実績報告書
- ④役員名簿（任意様式）

○受付事務局：(有) ウルトラハウス（受託事業者）

〒860-0802 熊本市中央区中央街 6-7 東洋銀座ビル 3 階

メールアドレス：kumamotocity.kosodateshien@gmail.com

提出期限：令和4年（2022年）10月14日（金）17時（必着）

※募集期間を延長しました。

(2) 書類審査・現地調査

- ① 調査票の各審査項目の審査に必要な書類※（実施要綱別表1）を事務局よりご連絡させていただきますので、メールまたはご郵送にてご提出ください。必要書類提出後、書類審査を行います。

※主に「就業規則」「育児・介護休業規定」等

- ② 初めての申請の場合、現地で確認が必要と判断した場合、優れた取り組み内容について、詳細をお尋ねする場合など、必要に応じて受託事業者または市の職員が現地訪問をさせていただきます。

(3) 審査

以下の審査項目を熊本市と熊本労働局で構成する子育て支援優良企業審査会で審査します。

① 最低基準（実施要綱別表2）

認定するにあたり、以下の基準を満たしていることが条件です。

ア 「育児休業」、「育児時間」、「子の看護休暇」、「所定外労働の制限等」、「産前・産後休業」のすべての項目及び「育児短時間」「始業時刻の変更等」のいずれかの項目について就業規則等で規定されていること

イ アのうち以下のいずれかの重要項目について取得実績があること
育児休業、育児時間、子の看護休暇、産前・産後休業

② 審査項目を得点化し、総合評価（実施要綱別表3）

①を満たした企業の以下の審査項目を得点化し、それぞれの企業を総合評価します。

ア 育児休業等、妊娠～子育てまでの各種休暇制度の規定など

例：育児休業、育児短時間、子の看護休暇、産前・産後休業、妊婦の軽易業務転換の就業規則等への規定並びに制度対象期間の延長及び有給化

イ アの取得実績

ウ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置等の就業規則等への規定並びに相談窓口の設置・周知

エ その他、結婚～子育てに関する企業の独自取り組みなど

例：妊娠・出産退職後の復職制度の規定、子育てに関する特別休暇、経済的支援の実施等

オ 育児休業取得率・就業継続率など

③ その他、事業の実施に必要と認める事項について

令和4年度は「令和3年の育児・介護休業法改正に伴う就業規則等の対応※を行っている企業、または令和4年9月30日までに対応を行う企業」を対象として募集を行います。令和4年9月30日までに、必ず就業規則等の対応を行ってください。

※令和3年の育児・介護休業法改正に伴う就業規則等の対応については以下参照

厚生労働省 HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

(4) 認定

(3)の審査を経て、認定区分ごとに認定します。